

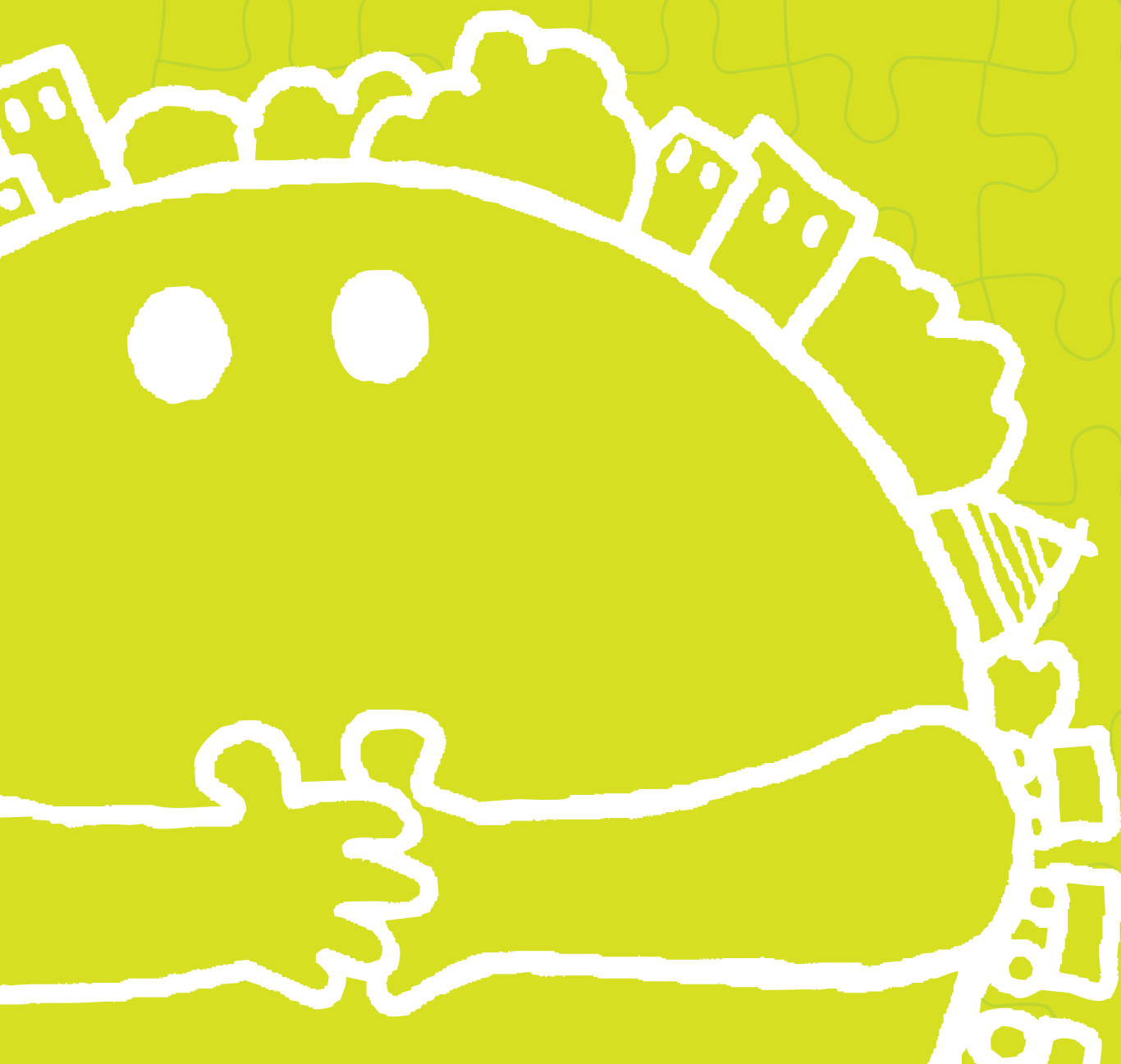


川口市

通称 **まちはみんなでつくるもの条例**

川口市協働推進条例 平成24年4月1日施行

**協働で幸せに
暮らせる地域社会を
実現します！**



まちはみんなで作るもの条例とは？

川口市は「まちはみんなで作るもの」という精神で市政を進めてきました。

川口市の憲法にあたる自治基本条例(第5条)に、市の自治の基本的な考え方として

「協働」が定められています。それをもとに協働推進条例では、多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めています。

条例の通称名に「まちはみんなで作るもの」という精神を込めて表わしています。

「協働」とは？

市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くために、「知恵」と「力」をともに 出し合うことです。

多様化するまちづくりのテーマ

- | | | | |
|----------|-------------|------------|-------------|
| (例) ・子育て | ・歴史・文化・スポーツ | ・雇用・若者支援 | ・みどり |
| ・教育 | ・景観・街並み | ・地域活性化・個性化 | ・コミュニティ形成 |
| ・福祉 | ・防災・防犯 | ・健康づくり | ・まちづくり推進 など |
| ・環境 | ・河川 | ・マンション管理 | |

これからは
協働することで

みんなが担い手となって、多様化するまちづくりの課題解決を進めていくことが大切です。



協働

市民、地縁団体、市民団体が
手を取り合い、事業者と教育機関は
それらを支え協働します。



※市民とは、市内に在住、在勤、在学または公益を目的として市内で活動する者をいいます。



協働の役割・ルール・仕組み

協働の3つの役割

1. 社会との協働

- 社会貢献
- ボランティア活動
- ボランティア学習
- 地縁活動や市民活動の支援
- まちづくりのサポート
- 寄附 など…



2. 地域における協働

- 地域の特性や特色を生かしたまちづくり
- 課題発見・解決の場や組織の整備 など…



3. 市との協働

- それぞれの強みを生かした協働事業提案制度
- 協働の人づくり
- 情報ウェブサイト
- コーディネート
- 指定管理 など…



協働の大切なルール

- 自主性を尊重する。
- お互いの違いを認め合う。
- 多様で開かれたつながりをつくる。
- それぞれの強みを生かす。
- 情報を共有する。
- 社会性を高める。
- 意見・行為に責任。
- 一方的な要求や権利の濫用はしない。

協働でまちづくりをするための仕組み

● 協働の人づくり

協働への関心を深め担い手を育てていきます。

● 窓口の設置

協働の相談や提案の窓口を市に設置します。

● 市の総合的な体制

総合的なコーディネートを行います。

● 協働推進委員会

学識経験者、知識経験者、市民等による協働推進委員会を設置し、条例の運用、総合的な協働推進をします。

川口市協働推進条例

(通称 まちはみんなで作るもの条例)の構成

目的(第1条)

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)第5条第3項の規定に基づき、本市における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

定義(第2条)

- | | | |
|---------------------|---------|------|
| 1 市民等(市民、地縁団体、市民団体) | 3 事業者 | 5 協働 |
| 2 市 | 4 教育機関等 | |

基本理念(第3条)

- 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。
- それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

協働の原則(第4条)

- 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。
- 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

市民等の役割
(第5条)

市の役割
(第6条)

協働の人づくり
(第7条)

協働の提案
(第8条)

地域における
協働の仕組みづくり
(第9条)

協働を推進する
体制の整備
(第10条)

協働推進
委員会の設置
(第11~13条)

国等との連携
(第14条)

条例をつくるにあたり

社会、経済の成熟に伴い、個人の価値観が多様化、複雑化し、行政だけではそのニーズや課題への対応ができなくなってきています。

都市化や核家族化の進展に伴い、人々のつながりが希薄化し、生活上の悩みや問題を家族や近隣では解決できなくなっていきます。

さらに、平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、人間は自然の前では無力であること、人間は助け合わなければ生きていけないことを改めて教えられました。市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くためには、一人ひとりの違いや個性を認め合い、多様で開かれたつながりを創っていく必要があります。

川口市は、人と人のつながりを大切にし、町会・自治会など地縁組織がコミュニティづくりに大きな役割を担ってきました。平成12年のボランティア国際年を機に「日本一のボランティアの街」を目指してきました。人や社会に役立ちたいという市民の気持ちや行動により、社会のさまざまな課題を解決することで、人と地域、社会の成長につなげていくことが必要です。

市民一人ひとりが、主体的に地域や社会に関わり、知恵と力をともに出し合う市民力と地域力により「まちをみんなで作る」ために、平成24年4月、川口市協働推進条例(通称 まちはみんなで作るもの条例)を施行しました。